

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月26日

鈴鹿市長 末松 則子

### 鈴鹿市規則第29号

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成27年鈴鹿市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(<u>条例別表第27号</u>の規則で定める額)</p> <p>第3条 <u>条例別表第27号</u>の規則で定める額は、日額15,000円とする。</p> <p>(<u>条例別表第28号</u>の規則で定める額)</p> <p>第4条 <u>条例別表第28号</u>の規則で定める額は、日額15,000円とする。</p> <p>(<u>条例別表第29号</u>の規則で定める委員及び規則で定める額)</p> <p>第5条 <u>条例別表第29号</u>の規則で定める委員は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> <p>(<u>条例別表第30号</u>の規則で定める者及び規</p>	略	略	<p>(<u>条例別表第26号</u>の規則で定める額)</p> <p>第3条 <u>条例別表第26号</u>の規則で定める額は、日額15,000円とする。</p> <p>(<u>条例別表第27号</u>の規則で定める額)</p> <p>第4条 <u>条例別表第27号</u>の規則で定める額は、日額15,000円とする。</p> <p>(<u>条例別表第28号</u>の規則で定める委員及び規則で定める額)</p> <p>第5条 <u>条例別表第28号</u>の規則で定める委員は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> <p>(<u>条例別表第29号</u>の規則で定める者及び規</p>	略	略
略	略				
略	略				

則で定める額)

第 6 条 条例別表第30号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

略	略
---	---

(条例別表第31号の規則で定める者及び規則で定める額)

第 7 条 条例別表第31号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

略	略
---	---

則で定める額)

第 6 条 条例別表第29号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

略	略
---	---

(条例別表第30号の規則で定める者及び規則で定める額)

第 7 条 条例別表第30号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

略	略
---	---

## 附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。